

## 三菱重工グループ人権方針

三菱重工グループは、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献し、持続的な成長を目指しています。多様な経歴、国籍、文化を持つ数万人からなる当社グループにとって、多様性は大切な財産であり、さまざまなバックグラウンドを持った社員一人ひとりが一つの共通の企業文化のもとで事業を推進していく必要があります。そして、当社グループの事業活動から影響を受ける全ての人々の人権が尊重されなければならないことを認識しています。

当社グループが世界中の国や地域で事業活動を行う上での人権に関する考え方を明確にするため、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「三菱重工グループ人権方針」(以下、本方針)を定めました。本方針は『三菱重工グループグローバル行動基準』に則した当社グループの人権尊重の取り組みを約束するものです。本方針に沿って、人権に関する重要な分野の責任を果たすよう努力してまいります。

### 1. 人権尊重に関連した法令や規範の遵守

当社グループは、人権に関する国際規範(「国際人権章典」、国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」(※)、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、「OECD 多国籍企業行動指針」など)を支持・尊重し、人権尊重に取り組みます。当社は、国連グローバル・コンパクト(以下、GC)署名企業として、GC10原則を支持・尊重しています。事業活動を行う国や地域においては、『三菱重工グループグローバル行動基準』および本方針の定めに沿って行動し、当該国または地域の法令などに従い、国際規範の尊重に努めていきます。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権の原則を尊重する方法を追求します。

(※)中核的労働基準である「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「差別の撤廃」「結社の自由・団体交渉権の承認」の支持・尊重を含みます。

### 2. 適用対象・教育

本方針は、当社グループの全ての役員・従業員に対し適用されます。当社グループは、本方針が事業活動全体に定着し、実行されるよう、役員・従業員および当社グループのビジネスパートナー、サプライヤーに対し適切な教育を行います。

また、当社グループのビジネスパートナーおよびサプライヤーにも、本方針および『三菱重工グループサプライチェーンサステナビリティ推進ガイドライン』の遵守を求め、協働して人権尊重の取り組みを推進します。

### 3. 人権尊重の責任

当社グループは、自らの事業活動において、直接または間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性があることを理解しています。自らの事業活動から影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響を引き起こし、またはこれを助長したことが明らかになった場合には是正に向けた適切な対応を取ることで、人権尊重の責任を果たします。

ビジネスパートナーおよびサプライヤーによる人権への負の影響が、当社グループの事業に関連していることが疑われる場合には、ビジネスパートナーおよびサプライヤーに対しても人権を尊重し侵害しないよう求めていきます。

#### 4. 人権デュー・ディリジェンス

「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、当社グループがステークホルダーに与える人権への負の影響を特定し、防止および軽減の措置を講じます。当社グループの事業活動が、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、あるいはビジネスパートナーおよびサプライヤー等を通じた関与が明らかになった、または関与が疑われる場合には、国際規範に基づいた対話と適切な手続きを通じてその是正に努めます。

#### 5. 対話・協議

潜在的または実際の人権への負の影響への対応として、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、関連するステークホルダーと対話・協議を行ないます。

#### 6. 情報開示

当社グループの人権尊重の取り組みの進捗状況および結果について、ウェブサイト等で報告します。

改訂年月日 2025年7月18日  
三菱重工業株式会社  
取締役社長  
伊藤 栄作